

指定管理者制度運用指針

【第4版】

狭山市

令和3年4月

目 次

1. はじめに.....	1
2. 本市における指定管理者制度の運用状況.....	1
(1) 導入状況.....	1
3. 指定管理者制度導入にあたっての方針.....	4
(1) 導入にかかる基本的な考え方.....	4
(2) 導入検討の流れ.....	5
4. 指定管理者選定に関する方針.....	5
(1) 指定の手続き.....	5
(2) 指定管理者選定にかかる基本的な考え方.....	6
(3) 選定委員会の設置.....	7
(4) 提出書類等の取扱い.....	8
5. 利用料金制度の適用.....	8
6. 指定管理者の監督.....	8
7. 計画の推進.....	9
(資料) ・狭山市公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱.....	12
・施設所管公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱 (参考例)	14

1. はじめに

指定管理者制度につきましては、公の施設に民間の持つ能力を活用し、市民サービスの向上を図っていくことで施設の設置目的を効果的に達成するため、平成15年9月に設けられた制度です。本市においても、平成18年度から公の施設に同制度を導入し、多様化する市民ニーズに対して民間の経営能力を活用した効率的・効果的な対応を行うことにより、市民サービスの質の向上、あるいは経費の削減に積極的に取り組んできたところであります。

これまで、平成20年3月策定の「狭山市指定管理者制度導入計画」及び平成23年9月策定の「狭山市指定管理者制度導入計画（平成23年度～平成27年度）」に基づき、計画的な導入を進めてまいりましたが、同導入計画期間が平成27年度末をもって満了したとともに、同制度の導入が一定の目標を達成したことから、制度運用の方針として新たに「指定管理者制度運用指針」を策定し、より適正かつ円滑な運用を推進していくものです。

2. 本市における指定管理者制度の運用状況

(1) 導入状況

本市の指定管理者制度の導入状況は、以下のとおりです。（令和3年4月1日現在）

・ 公の施設数	129施設
うち個別法により導入が認められない施設（幼稚園、小・中学校）	25施設
施設の特性から導入対象としない施設（教育センター、市営住宅）	17施設
<hr/>	
・ 指定管理者制度導入対象施設 ※1	87施設
・ 指定管理者制度導入済施設（以下「導入施設一覧」のとおり）	51施設
・ 指定管理者制度未導入施設（以下「未導入施設一覧」のとおり）	36施設
	（導入率 58%）※2

※1 指定管理者制度の導入対象施設については、個別法により指定管理者制度の導入が認められない施設と、施設の特性から導入対象としない教育センター及び市営住宅を除いたすべての公の施設とします。

※2 狭山市指定管理者制度導入計画（平成23年度～平成27年度）における目標導入率：50%

《導入施設一覧》

No.	施設名	No.	施設名
1	市民会館	27	上奥富運動公園
2	市民健康文化センター	28	鵜ノ木運動公園
3	市民センター	29	智光山公園
4	狭山市駅西口市民広場	30	智光山公園釣場
5	狭山市駅西口駐車場	31	堀兼・上赤坂公園
6	狭山市駅西口第1自転車駐車場	32	富士見公民館
7	狭山市駅西口第2自転車駐車場	33	水野公民館
8	商工会館	34	広瀬公民館
9	地域新事業創出基盤施設	35	狭山台図書館
10	産業労働センター	36	博物館
11	社会福社会館	37	市民総合体育館
12	狭山台児童館	38	地域スポーツ施設
13	広瀬児童館	39	奥富学童保育室
14	中央児童館	40	柏原小第一学童保育室
15	水野児童館	41	水富小第一学童保育室
16	総合子育て支援センター ※	42	水富小第二学童保育室
17	祇園保育所	43	入間川東小第一学童保育室
18	老人福祉センター宝荘	44	入間川東小第二学童保育室
19	老人福祉センター寿荘	45	<u>入間川東小・富士見小学童保育室分室</u>
20	老人福祉センター不老荘	46	入間野小第一学童保育室
21	ふれあい健康センター	47	入間野小第二学童保育室
22	都市緑化植物園	48	御狩場小学童保育室
23	こども動物園	49	新狭山小第一学童保育室
24	智光山公園テニスコート	50	新狭山小第二学童保育室
25	新狭山公園	51	広瀬小学童保育室分室
26	狭山台中央公園		

※総合子育て支援センターについては、管理運営の一部に対して導入

《未導入施設一覧》

No.	施設名	No.	施設名
1	コミュニティセンター	20	柏原公民館
2	農村環境改善センター	21	水富公民館
3	柏原保育所	22	入曽地域交流センター
4	新狭山保育所	23	武道館
5	水野保育所	24	中央図書館
6	笹井保育所	25	入間川小学童保育室
7	狭山台南保育所	26	富士見小第一学童保育室
8	山王保育所	27	富士見小第二学童保育室
9	広瀬保育所	28	南小第一学童保育室
10	広瀬保育所分園	29	南小第二学童保育室
11	青い実学園	30	山王小学童保育室
12	急患センター	31	堀兼小学童保育室
13	保健センター	32	狭山台小第一学童保育室
14	富士見集会所	33	狭山台小第二学童保育室
15	中央公民館	34	柏原小第二学童保育室
16	堀兼公民館	35	広瀬小学童保育室
17	狭山台公民館	36	笹井小学童保育室
18	新狭山公民館		
19	奥富公民館		

未導入施設における状況

1) コミュニティセンター

- ・住民相互の連帯感の醸成と地域社会作りへの貢献という設置目的より、市による管理運営としている。

2) 農村環境改善センター

- ・農村地域住民の健康増進と連帯感の醸成及び農村の健全な発展という設置目的より、市による管理運営としている。

3) 保育所（分園を含む8施設）

- ・保育需要が増大する中で、障害児及び発達気になる児童の保育や支援を必要とする家庭への対応において、質の高い保育が蓄積され、保育の継続的、安定的な提供を目的とした公設公営の保育所の役割を担うため、市による管理運営としている。

4) 青い実学園

- ・保健・医療・福祉の各分野との連携が求められる障害児療育のセンター的機能を有する施設であり、公的関与の必要性が非常に高いことから、市による管理運営としている。

5) 急患センター

- ・休日、年末年始及び夜間における救急医療の確保と地域医療の向上という設置目的とともに、救急医療施設という性質から、運営に特殊体制を必要とすることから、市による管理運営としている。

6) 保健センター

- ・健康増進法等に基づく各種成人検診事業や母子保健事業、健康相談等の事業推進に当たっては、関係機関との調整や問題ケースへの継続支援など専門性を有する特殊な業務内容であることから、市による管理運営としている。

7) 富士見集会所

- ・同和教育をはじめとする様々な人権教育の拠点として各種啓発事業を展開している施設であることから、市による管理運営としている。

8) 公民館（7施設）

- ・地域における社会教育・生涯学習の拠点施設であるとともに、地域のまちづくり活動の拠点である地区センターが併設され、職員も併任となっていることから、市による管理運営としている。

9) 地域交流センター

- ・地域における市民の主体的なまちづくり活動及び学習活動を支援するとともに、市民相互の交流や連携の促進を図り、もって地域の活性化と市民福祉の増進に寄与するための施設であり、公民館を併設し、職員も併任となっていることから、市による管理運営としている。

10) 武道館

- ・旧武道館は建物自体の耐震性能が著しく劣ることが判明し、平成26年度に解体撤去したが、跡地は狭山市駅西口開発の新都市機能ゾーン内の新たな土地利用区域に位置づけられているため、平成27年3月に武道館の整備に関する基本方針を策定した。今後は、この基本方針に基づき新たな武道館の整備に向けて推進を図ることとしており、指定管理者制度の導入についても、このなかで検討していく。

11) 中央図書館

- ・選書や除籍、郷土資料の収集・整理、レファレンスサービス、子どもの読書活動推進といった業務に高い専門性が要求されるとともに、図書館システムの管理が必要となることから、市による管理運営としている。

12) 学童保育室（12施設）

- ・小学校の校舎内に設置している学童保育室であり、セキュリティ面も含めた施設の維持管理において課題があることから、市による管理運営としている。

3. 指定管理者制度導入にあたっての方針

(1) 導入にかかる基本的な考え方

すべての公の施設において、平成28年度に策定した「狭山市公共施設等総合管理計画」との整合性を図りながら、そのあり方を検討し、法令等の制約があるものを除き、サービスの継続性、利用者等の安全性、適法な労働条件の確保など、管理運営方針を明確化したうえで、指定管理者制度導入に関する基本的な考え方を以下のとおりとします。

導入済施設

すでに指定管理者制度を導入している施設については、指定管理者による管理運営実績等を検証したうえで、特段の理由がない限り、原則として同制度を継続するものとします。

未導入施設

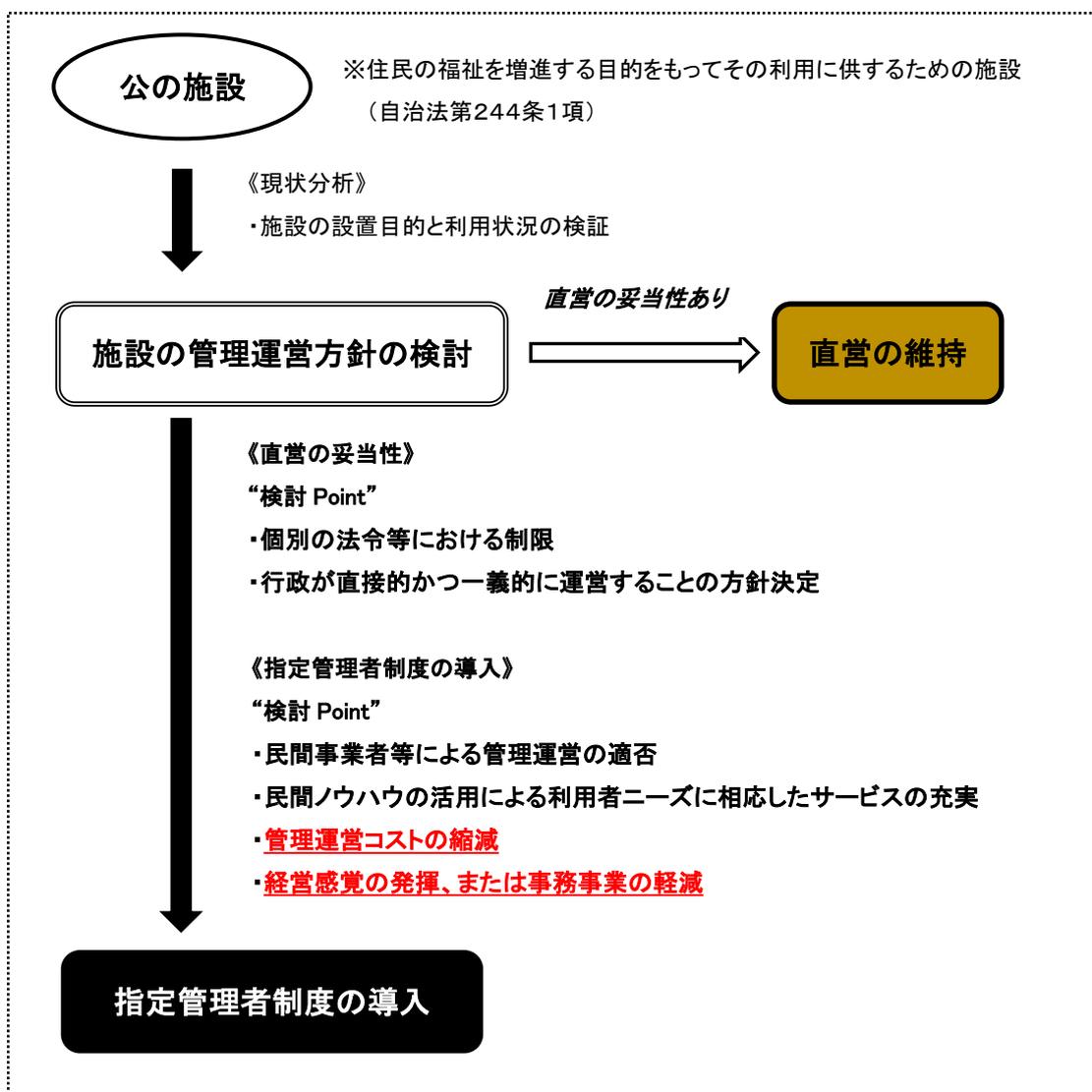
未導入施設については、当初の設置目的、市民サービスの向上、効率的な管理運営など、総合的な観点から指定管理者制度の導入を検討するものとし、導入効果が期待できる施設については、同制度の積極的な導入を図るものとします。

新規開設施設

新規開設施設については、指定管理者制度の導入を検討し、その有用性が認められる施設については、開設時期に合わせて同制度の導入を図るものとします。

(2) 導入検討の流れ

《検討フロー》



4. 指定管理者選定に関する方針

(1) 指定の手続き

指定管理者の指定については、狭山市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき、施設の特性等を勘案し事務を進めることとします。

なお、公募によらない場合においても、選定における公正性や透明性を確保することが必要となるため、公募の場合と同様の手順で指定管理者の指定を行うものです。

実施時期	事務内容
4月	<ul style="list-style-type: none"> ●第1回狭山市指定管理者選定委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・新規導入等施設に関して指定管理者導入方針等の審議 ●第1回施設所管指定管理者選定委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・更新施設に係る指定管理者導入方針等の審議 ・選定事務スケジュール、委員長が必要と認める委員の選考
5月	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ◎第2回(6月)議会 <ul style="list-style-type: none"> ・公の施設の管理に関する条例改正案の提出 ●第2回施設所管指定管理者選定委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・公募に係る募集要項、責任分担、仕様書、評価項目の確認
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○公募開始 <ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページや広報紙への公募資料の掲載 ・現地説明会の開催
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○応募団体からの質疑受付・回答、応募申請書の受付 ○1次審査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・応募提出書類の審査
9月	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ●第3回施設所管指定管理者選定委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・2次審査(事業提案、ヒアリング)の実施 ●第4回施設所管指定管理者選定委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・2次審査の評価結果をもとに、指定管理者候補者の選定審議 ・指定管理者候補者の最終確認 ●第2回狭山市指定管理者選定委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・新規導入等施設に関して指定管理者候補者の最終確認 ○指定管理者候補者選定結果を応募団体に通知
11月	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ◎第4回(12月)議会 <ul style="list-style-type: none"> ・指定議案提出 ・債務負担行為の設定
1月	
2月	
3月	○指定管理者との年度協定の締結
4月	～指定管理者による管理運営業務の開始～

(2) 指定管理者選定にかかる基本的な考え方

① 指定期間

指定期間は、原則5年とします。ただし、施設の特性或事業等により、相応の理由がある場合は、その理由による適正な期間とします。

なお、PFI事業の導入により、一定期間、施設の管理運営を行う団体を指定する場合は、その事業契約期間（PFI事業者が実施する設計・施工の期間は含まない）を指定するものとします。

② 指定管理者の選定方法

指定管理者の選定方法は、制度の目的を達成するため、公正性や透明性が確保された選定手続きにより選定されるべきものであり、原則「公募」により選定することとします。ただし、選定委員会において次の要件に該当するものと認めた場合は、「特命」により指定管理者を選定することができるものとします。

- ア) 施設の特性から専門性と継続的な管理運営が必要となり、適切な指定管理者が特定の団体に限定される場合
- イ) 地域に密着したコミュニティー関連施設など、市民協働の観点から地域団体等による管理運営が適当であると認められる場合
- ウ) 市の施策の推進を図るため、特定の団体による管理運営が必要と判断される場合
- エ) P F I 事業者を指定管理者として選定する場合
- オ) 公募を行ったが申請団体が無かった場合、または申請団体に候補者として選定できるものが無い場合
- カ) 指定取り消しなどにより、緊急に指定管理者を選定しなければならない場合
- キ) その他、公募によらない客観的な理由がある場合

(3) 選定委員会の設置

指定管理者の選定にあたっては、公正性や透明性を確保したうえで適正な事務の運営を図るため、選定委員会を設置し、選定基準・募集要項・候補者選定などについて審議を行います。

なお、選定委員会の委員については、原則、公の施設の特性等を熟知した行政職員による審議を優先しますが、専門性の高い施設については、その特殊性などを考慮し、必要に応じて外部委員を設けることができることとします。

狭山市指定管理者選定委員会

新規導入等を行う場合において、指定管理者の選定方針等を審議し、施設所管指定管理者選定委員会へ指定管理者の選定審議を要請するとともに、施設所管指定管理者選定委員会が行った選定審議の結果報告を受けて、指定管理者候補者の最終確認を行います。最終確認の結果、該当施設の指定管理者候補者について市長に報告するものです。

なお、本委員会における指定管理者選定審議が必要と判断される場合には、選定基準・評価項目等の設定、書類審査及びヒアリング等により選定審議を行うものとします。

*資料「狭山市公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」参照

施設所管指定管理者選定委員会

所管する公の施設に係る指定管理者選定方針等を審議するとともに、指定管理者選定に関して、選定基準・評価項目等の設定、書類審査及びヒアリング等により選定審議を行い、及び指定管理者候補者の選定を行い、指定管理者候補者の最終確認を行います。最終確認の結果、該当施設の指定管理者候補者について市長に報告するものです。

なお、新規導入等を行う場合においては、狭山市指定管理者選定委員会の選定方針等にかかる審議結果を踏まえ、所管する公の施設の指定管理者選定に関して、選定基準・評価項目等の設定、書類審査及びヒアリング等により選定審議を行い、狭山市指定管理者選定委員会に選定審議の結果を報告するものです。

*資料「〇〇部所管公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」参照

(4) 提出書類等の取扱い

申請団体が提出した事業提案書類等は、申請団体の技術・知見・ノウハウの結晶であり、知的財産権としての性格を有するものであります。したがって、申請団体の競争上の地位、その他正当な利益に影響を及ぼす恐れがある場合には、公表・公開の対象外とするなど慎重な対応が求められます。

こうしたことから、提出書類等の取扱い内容は以下のとおりとします。

【取扱い内容】

① 申請団体名一覧は、『開示』とします。

なお、指定議案の審議に際しては、議案参考資料として提供します。

② 事業提案書及び受託能力の評価表は、『非開示』とします。

ただし、指定議案の審議に際しては、選定団体(1位)の事業提案書、申請団体の提案要旨及び受託能力を記載した「提案内容等比較表」を『閲覧』対応するとともに、選定団体(1位)の提案要旨を記載した「提案内容説明資料」を、選定団体の了承を得たうえで、議案参考資料として提供します。

③ 評価一覧表(評価点集計結果)は、『非開示』とします。

ただし、指定議案の審議に際しては、選定団体(1位)以外の団体名を匿名とし、『閲覧』対応とします。

④ 評価集計結果表は、選定団体(1位)以外の団体名を匿名とし、『部分開示』とします。

ただし、指定議案の審議に際しては、議案参考資料として提供します。

※なお、申請団体が3団体未満の場合は、『閲覧』対応とします。

5. 利用料金制度の適用

指定管理者制度では、施設の使用料を利用料金として指定管理者が収受でき、民間事業者等の有するノウハウを活用した効率的・効果的な管理運営が可能となります。したがって、今後も指定管理者制度を導入するにあたり、原則として利用料金制度を適用していくものとします。

6. 指定管理者の監督

市は、指定管理者が行う指定管理業務に関して、別に定める「狭山市指定管理者の管理運営に対するモニタリング指針」に基づき定期的に業務報告等を徴し、関係法令、業務仕様書に基づく協定書等の内容が適切に履行されているか検証を行います。

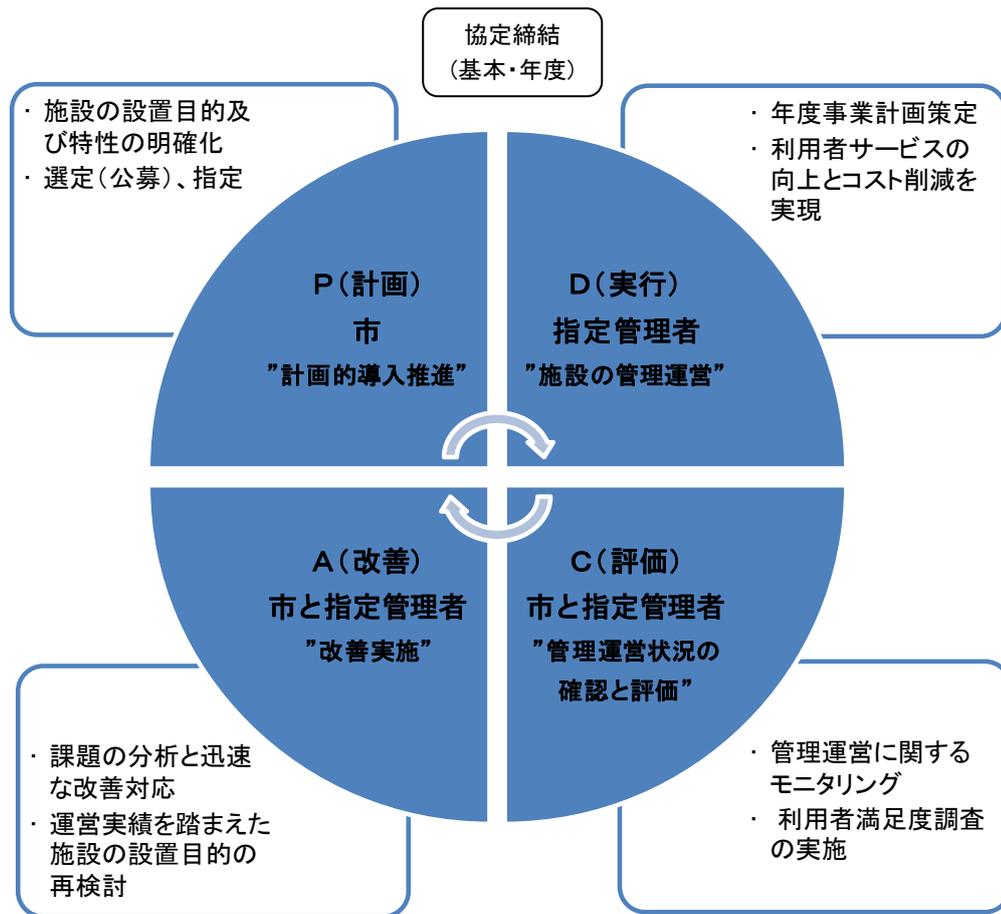
また、指定管理者が提供するサービスの効果を計る視点から、適切なモニタリングの実施

とともに、指定管理者が主体となった利用者満足度調査（アンケート調査）等を実施し、指定管理者の管理運営に対する評価・監督を行います。

7. 計画の推進

指定管理者制度の導入にあたっては、各施設の設置目的を効率的・効果的に達成していくため、施設運営の継続的改善の実現を目指したP D C Aサイクル（計画・実行・評価・改善）を定着させます。

《指定管理者制度適用施設のマネジメントシステム》



- ① Plan（市）・・・ 指定管理者制度導入計画に基づく計画的導入の推進
- ② Do（指定管理者）・・・ 施設の効率的・効果的な管理運営の実施
- ③ Check（市、指定管理者）・・・ 施設の管理運営状況の確認と評価の実施
- ④ Act（市、指定管理者）・・・ 利用者ニーズに相応した業務改善の指示・実施

(資 料)

- ・ 狭山市公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱
- ・ 施設所管指定管理者選定委員会設置要綱
(参考例：〇〇部所管公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱)

狭山市公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱

平成16年	9月	9日	市長決裁
平成18年	9月	27日	一部改正
平成19年	4月	1日	一部改正
平成21年	8月	28日	一部改正
平成23年	9月	28日	一部改正
平成29年	4月	1日	一部改正
平成30年	4月	1日	一部改正
令和4年	4月	1日	一部改正

(設置)

第1条 狭山市における公の施設の指定管理者の選定を、公平かつ適正に実施するため、狭山市指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会の委員は、副市長、企画財政部長、総務部長、施設所管部長、企画財政部次長、企画課長、行政経営課長、財政課長、契約検査課長、その他委員長が必要と認める者をもって組織する。

- 2 委員長が必要と認める者は、当該施設に関係する行政職員とし、施設の特性等から有識者の見解が必要となる場合は、学識経験者や専門家などの外部委員を設けることができるものとする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(審議)

第5条 委員会は、公の施設の指定管理者選定方針等を審議するとともに、施設所管指定管理者選定委員会における指定管理者選定審議の結果報告を受けて、最終審議を行い、その結果を市長に報告するものとする。ただし、委員会における指定管理者選定

審議が必要と判断される場合には、委員会がこれを行うものとする。

- 2 前項の規定は、公の施設において指定管理者制度を新規で導入する場合並びに更新にあたり委員会が委員会における公の施設の指定管理者選定方針等の審議及び指定管理者選定の最終審議が必要と判断した場合に適用する。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、企画財政部企画課が担当する。

- 2 事務局は、委員会の開催通知の発送及び会議の進行・報告を行うものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

〇〇部所管公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱

令和〇〇年〇〇月〇〇日 市長決裁

(設置)

第1条 〇〇部が所管する公の施設の指定管理者の選定を、公平かつ適正に実施するため、〇〇部所管指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会の委員は、〇〇部長（施設所管部長）、〇〇部次長（施設所管部次長）及び施設所管課長、並びに企画課長、行政経営課長、財政課長及び契約検査課長のうち2名以上の者、並びにその他委員長が必要と認める者をもって組織する。

2 委員長が必要と認める者は、当該施設に関係する行政職員とし、施設の特性等から有識者の見解が必要となる場合は、学識経験者や専門家などの外部委員を設けることができるものとする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、〇〇部長（施設所管部長）をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(審議)

第5条 委員会は、所管する公の施設の指定管理者選定方針等を審議するとともに、指定管理者選定基準・評価項目等の設定、書類審査及びヒアリング等により指定管理者選定審議、指定管理者選定における最終審議を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、所管する公の施設において指定管理者制度を新規で導入する場合並びに更新にあたり狭山市指定管理者選定委員会が当該委員会における公の施設の指定管理者選定方針等の審議が必要と判断した場合においては、委員会は、狭山市指定管理者選定委員会における公の施設の指定管理者選定方針等の審議結果を受けて、指定管理者選定基準・評価項目等の設定、書類審査及びヒアリング等によ

り指定管理者選定審議を行うものとする。

(報告)

第6条 委員長は、委員会における選定の最終審議の結果を市長に報告するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、所管する公の施設において指定管理者制度を新規で導入する場合並びに更新にあたり狭山市指定管理者選定委員会が当該委員会における公の施設の指定管理者選定の最終審議が必要と判断した場合には、委員長は、委員会における選定審議の結果を狭山市指定管理者選定委員会に報告するものとする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は〇〇部〇〇課（施設所管部庶務担当課）が担当する。

- 2 事務局は、委員会の開催通知の発送及び会議の進行・報告を行うものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。